

事業者各位

一般社団法人 置賜労働基準協会
会長 吉野 徹

研削といしの取替又は取替え時の試運転業務(機械・自由)特別教育のご案内

労働安全衛生法第五十九条の3に基づいて、事業者は危険有害な業務に従事する労働者に対し、特別教育を行うことを義務づけられております。

このたび、労働安全衛生規則第三十六条で危険有害な業務とされている「研削といしの取替え又は替え時の試運転の業務」に係る特別教育を下記により開催することといたしましたので、該当される事業場にあっては必ず受講させて下さるようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付いたします。

労働安全衛生法 並びに 規則 抜粋

法 第五十九条の3

事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

規則 第三十六条

法五十九条第3項の厚生労働省令で定める危険有害な業務は、次のとおりとする。

一 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

注： 研削といしを使用する主な機械等

- ・機械研削盤 円筒研削盤、内面研削盤、平面研削盤、芯無し研削盤、ならい研削盤、
工具研削盤、ねじ研削盤、歯車研削盤、その他の研削盤
- ・自由研削用グラインダ 携帯用(手持式)グラインダ、卓上(床上)用グラインダ(両頭グラインダ)
スインググラインダ、ワゴングラインダ、切断機、その他

記

1. 会場・日時 米沢市すこやかセンター (米沢市西大通 1-5-60)
令和7年6月16日(月) 午前9時10分～午後5時30分まで
6月17日(火) 午前9時00分～午後5時30分まで
2. 受講料 協会会員 15,000円(資料・弁当代・消費税10%含む・内消費税額1,363円)
会員外 23,000円(資料・弁当代・消費税10%含む・内消費税額2,090円)
3. 教育科目 ①自由・機械研削用研削盤、自由・機械研削用といし、取付け具他に関する知識
②自由・機械研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識
③関係法令 ④実技

申 込 要 項

1. 受講申請 下記の申込書に必要事項を記入し、FAX または E メールにてお申込ください。
申込受付致しましたら受講券と振込先情報を送付致します。
2. 申 込 先 一般社団法人置賜労働基準協会【登録番号 T6390005006205】
〒992-0012 米沢市金池 1-4-20 TEL 0238-21-5678

FAX **0238-21-5679** Email **info-oitamarouki@ab.auone-net.jp**

3. 申込締切 講習開始日の3日前
※但し定員数に達し次第締切とさせていただきます。(定員 36 名)
4. 注意事項 ・受講取消に伴う受講料の返金は講習日の2日前までとさせていただきます。
・受講料の納付がなければ受講申込受付が完了致しませんのでお早めに納付手続きをお願いいたします。

研削といしの取替又は取替え時の試運転業務（機械・自由）特別教育受講申込書

事業所名		
所在地	〒 TEL 0238 ()	
連絡担当者	所属部署	
	氏名	
	Email アドレス	

※受講券・振込先情報の Email での受け取り希望の方はアドレスをご記入下さい。

受講会場	米沢市すこやかセンター（6月16日～17日）		
受講者	(ふりがな) 氏名	生 年 月 日	※
	()	昭和・平成 年 月 日	
	()	昭和・平成 年 月 日	
	()	昭和・平成 年 月 日	